

(9) ガイドライン

※地帯区分「農林水産省」分抜粋

土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針について

平成3年5月31日付け3構改D第389号
最終改正 令和4年4月1日付け3農振第2975号

各 地 方 農 政 局 長
国 土 交 通 省 北 海 道 開 発 局 長
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長 } 殿

農村振興局長

この度、地方公共団体が事業の態様や地域の実状等に即して事業費の負担割合を定めるに当たっての指針とするため、国営、都道府県営及び団体営土地改良事業における都道府県及び市町村の標準的な費用負担の水準を別紙のとおり、「土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針」として定めたので、御了知の上、その運用に特段の御配慮をお願いする。

なお、貴局管内の都道府県知事には、貴職から通知されたい。

「土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針」

R4.4

(国営：その1)

(単位：%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考
		農 林 水 産 省			
		国庫率	都府県	市町村	
農業農村整備事業費 かんがい排水事業費	国営かんがい排水	70	25	5	[]書はかんがい排水の農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)及び流域水質保全機能増進事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 < >書は併せ行うため池整備に適用する。(注23) <<>書は一体的に行う耐震化対策、一体的に行う地域防災対策、一体的に行う豪雨災害対策及び洪水調節機能強化事業に適用する。(注24) ()書は更新事業に適用する。 (〇)書は緊急対策に適用する(注26) []書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28)
		70	20	8	
		2/3	23.4	8	
		2/3	20.9	8	
		2/3	19	8	
		2/3	17	6	
		[2/3]	[17]	[7]	
		<2/3>	<30>	<3.4>	
		<<2/3>>	<<30>>	<<3.4>>	
		<<70>>	<<30>>	<<0>>	
(2/3)	(19.4)	(9)			
((2/3))	((22))	((11))			
[2/3]	[22]	[11.4]			
	{ただし田以外：特殊土壌等}	2/3	17	6	「田以外：特殊土壌等」とは平成5年4月1日付け5構改D第194号による改正前の国営かんがい排水事業実施要綱第6の1の(1)のウの(イ)及び(2)に規定する特殊土壌地帯における田以外にかかる部分並びに琵琶湖総合開発特別措置法(昭和47年法律第64号)に基づく指定に係る事業を示す。
	{ただしファームポンド、先行核地域及び農業水利制御システム}	50	25	10	「ファームポンド、先行核地域及び農業水利制御システム」とは国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知)第2の3、4、5及び7により行う事業を示す。 ()書は更新事業に適用する。
	(土地改良施設突発事故復旧事業)	2/3	30	3.4	
農用地再編整備事業費	国営農用地再編整備	2/3	17	6	< >書は農地再編整備の中山間地域型に適用する。 ()書は農地再編整備の次世代農業促進型、草地整備型及び国営緊急農地再編整備に適用する。 (〇)書は流域治水対策に適用する(注29)
		<2/3>	<24.4>	<5>	
		<55>	<30>	<10>	
		<55>	<28>	<11>	
		<50>	<29>	<14>	
		(2/3)	(25.2)	(5)	
		((2/3))	((30))	((3.4))	
総合農地防災事業費	国営総合農地防災(総合農地防災)	70	30	0	()書は緊急対策に適用する。(注27)
		2/3	30	3.4	
		50	35	15	
		(2/3)	(22)	(11.4)	

(都道府県営：その1)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考	
		農 林 水 産 省				
		国庫率	都府県	市町村		
農業農村整備事業費 農業競争力強化基盤整備事業費	農地中間管理機構関連農地整備事業	50	27.5	10	()書は流域治水対策に適用する。(注29)	
		55	27.5	10		
	(50)	(32)	(18)			
	(55)	(32)	(13)			
	農業競争力強化農地整備事業	農地整備事業	50	27.5	10	営農環境整備(注21)を除く。 ()書は流域治水対策に適用する。(注29)
			55	27.5	10	
	(50)	(32)	(18)			
	(55)	(32)	(13)			
	農業基盤整備促進事業		50	27.5	10	()書及び〔 〕書は防災関連事業に係るものに適用する。(注22)
			55	27.5	10	
	(50)	(32)	(18)			
	(55)	(32)	(13)			
			[50]	[29]	[14]	
			[55]	[29]	[14]	
	草地畜産基盤整備事業		50	25	10	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。
	水利施設等保全高度化事業					
	水利施設整備事業 (基幹水利施設整備型) (農業用水再編対策型) (地域用水機能増進型) (流域水質保全機能増進型) (排水対策特別型) (基幹水利施設保全型) (水利施設集約再編型) (低炭素農業水利システム構築型) (洪水調節機能強化型)		50	25	10	営農環境整備(注21)を除く。 〈 〉書は地域用水機能増進型に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 【 〃 】書は洪水調節機能強化型に適用する。 { }書は更新事業に適用する。 〔 〃 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28)ただし、()書は地域用水機能増進型に適用する。 併せ行う農村地域防災減災事業は(注25)によるもので、同事業の負担割合を適用する。 低炭素農業水利システム構築型(注21)は表によらず、()書は一体的に行う農業用排水施設整備事業に適用する。
			<50>	<25>	<11>	
			【50】	【32】	【18】	
			{50}	{29}	{14}	
			[50]	[33]	[17]	
			((50))	((32))	((18))	
			(50)	(31)	(13)	
			(55)	(30)	(12)	
			50	27.5	10	
55			27.5	10		
50			27.5	10		
{50}			{31}	{13}		
{55}	{30}	{12}				
[50]	[34]	[16]				
[55]	[31]	[14]				
畑地帯総合整備事業 (畑地帯総合整備型) (畑地帯総合整備中山間地域型)		50	27.5	10	営農環境整備(注21)を除く。 併せ行う農村地域防災減災事業は(注25)によるもので、同事業の負担割合を適用する。	
		55	27.5	10		
50	27.5	10				
55	27.5	10				
(高収益作物導入促進型)		50	27.5	10		
(高収益作物転換型)		50	29	11		
		55	28.5	10.5		
土地改良施設突発事故復旧事業		50	32	18		
		55	32	13		
中山間地域農業農村総合整備事業費	中山間地域農業農村総合整備事業	55	32	11	()書は粗放的管理区域に適用する。 農村振興環境整備等(注21)を除く。	
農村地域防災減災事業費	防災ダム整備事業	55	39	6	注7)に該当するものに適用する。	
	ため池整備事業					
	(地震・豪雨対策型)	55	34	11	注8)に該当するものに適用する。	
		50	34	16		
		55	34	11		
		50	34	16		
	(一般整備型)	55	28	11	注9)に該当するものに適用する。	
		50	33	11		
		55	33	11		
		50	29	14		
55		29	14			
(ため池長寿命化型)	50	29	14			
	55	29	14			
(ため池群整備型)	55	34	11	注8)に該当するものに適用する。		
	50	34	16			

(都道府県営：その2)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考
		農 林 水 産 省			
		国庫率	都府県	市町村	
農業農村整備事業費 農村地域防災減災事業費	用排水施設等整備事業				
	湛水防除事業	55	37	8	
		50	42	8	
		55	42	3	
		50	37	13	
		55	37	8	
		50	32	18	
		55	32	13	
	地盤沈下対策事業	55	34	11	
		50	39	11	
		50	34	16	
		55	39	6	
		55	34	11	
	用排水施設整備事業	55	28	11	注10)に該当するものに適用する。
		50	33	11	
		55	33	11	
		50	29	14	
		55	29	14	
	飲毒対策事業	50	44	6	
		50	32	18	
		55	44	1	
		55	32	13	
	農地保全整備事業	55	30	10	
		50	32	18	
		50	29	14	
		55	29	14	
		45	31	16	
		40	30	11	
	地域防災機能増進事業				
	土地改良施設豪雨対策事業	50	32	18	注11)に該当するものに適用する。
		55	32	13	
	土地改良施設耐震対策事業	55	37	8	
		50	32	18	
		55	32	13	
	農道防災対策工事	55	37	8	
		50	32	18	
		55	32	13	
	農業用河川工作物等応急対策事業	55	37	8	注12)に該当するものに適用する。
		50	42	8	
		55	42	3	
		50	32	18	
		55	32	13	
特定農業用管水路等特別対策事業	50	35	10		
	55	35	10		
水質保全対策事業	55	34	11	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13)	
	50	34	16		
	50	32	18		
	55	34	11		
公害防除特別土地改良事業	55	41	4	注14)に該当するものに適用する。農業生産基盤整備(注17)に係るものは、同事業の負担割合を適用する。	
	50	34	16		
	50	32	18		
防災重点農業用ため池緊急整備事業	55	34	11	注30)に該当するものに適用する。	
	50	34	16		
ため池洪水調節機能強化事業	55	34	11		
	50	34	16		
湛水被害総合対策事業	50	37	13		
	55	37	8		
	50	32	18		
	55	32	13		
農業用施設等災害管理対策事業	50	29	14	注15)に該当するものに適用する。	
	55	29	14		

(都道府県営：その3)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考	
		農 林 水 産 省				
		国庫率	都府県	市町村		
農業農村整備事業費	農村地域防災減災事業費	農村防災施設整備事業	50 55 <2/3>	29 29 <29>	14 14 <4.4>	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 <>書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。
		農業水利施設危機管理対策事業	50 55	29 29	14 14	
		(安全対策)	50 55	32 32	18 13	
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農地整備				
		農地整備事業	50 55	27.5 27.5	10 10	営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。
		農業基盤整備促進事業	50 55 (50) (55) [50] [55]	27.5 27.5 (32) (32) [29] [29]	10 10 (18) (13) [14] [14]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。(注22)
		草地畜産基盤整備事業	50 55	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。
		水利施設整備				
		水利施設等整備事業	50 <50> {50} [50] (50) 50 55	25 <25> {29} [33] (32) 27.5 27.5	10 <11> {14} [17] (18) 10 10	<>書は地域用水機能増進型に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 { }書は更新事業に適用する。 []書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28)ただし、()書は地域用水機能増進型に適用する。 営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。
		農業水利施設等保全合理化事業	50 55	27.5 27.5	10 10	
		農地防災				
		防災ダム事業				
		(防災ダム工事)	55	39	6	注7)に該当するものに適用する。
		(防災ため池工事)	55 50 50 55 55	34 39 34 39 34	11 11 16 6 11	注8)に該当するものに適用する。
		(地震対策ため池防災工事)	55 50	34 34	11 16	
		ため池等整備事業				
		(ため池整備工事)	55	28	11	注9)に該当するものに適用する。
		(ため池整備工事(特別対策型))	50	33	11	
		(ため池整備工事(都市型緊急整備事業))	50	29	14	
		(ため池水質改善工事)				
		(ため池等農地災害危機管理対策事業)				
		(用排水施設整備工事)	55	28	11	注10)に該当するものに適用する。
		(湖岸堤防工事)	50 50 50	33 29 29	11 14 14	
		湛水防除事業	55 50 50 50	37 42 37 32	8 8 13 18	
		農地保全事業	55 50 50 45 40	30 32 29 31 30	10 18 14 16 11	

(都道府県営：その4)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考			
		農 林 水 産 省						
		国庫率	都府県	市町村				
農山漁村地域整備 事業費	農山漁村地域整備 交付金	農地防災						
		農村地域環境保全整備事業 (農村地域環境保全総合整備事業)				農業生産基盤整備(注17)及び農村保全管理施設(注18)に係るものは、各事業の負担割合を適用する。		
		(特定農業用管水路等特別対策事業)	50	35	10			
		地盤沈下対策事業	55 50 50 55 55	34 39 34 39 34	11 11 16 6 11			
		地域ため池総合整備事業	55 50 55	28 29 29	11 14 14	注9)に該当するものに適用する。		
		農業用河川工作物等応急対策事業	55 50 50	37 42 32	8 8 18	注12)に該当するものに適用する。		
		土地改良施設耐震対策事業	50	32	18	注11)に該当するものに適用する。		
		農村災害対策整備事業	50 55 <2/3>	29 29 <29>	14 14 <4.4>	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 < >書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。		
		ため池群整備事業	55 50	34 34	11 16	注8)に該当するものに適用する。		
		土地改良施設豪雨対策事業	50	32	18	注11)に該当するものに適用する。		
		水質保全対策事業	55 50 50 55	34 34 32 34	11 16 18 11	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13)		
		農村整備						
		集落基盤再編型	50 55 50 <50> [50] [45]	25 30 25 <25> [25] [27.5]	10 10 10 <11> [10] [10]	農業生産基盤整備に係るものだけに適用する。(注17)農村生活環境整備及び保全管理等(注21)を除く。 < >書は地域用水機能の増進を伴う農業用排水施設整備に係るものに適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。(注19) []書は基幹水利施設補修に係るものに適用する。(注20)		
		中山間地域総合整備型	55	30	10			
		農地環境整備型	55	30	10			
		農地集積・集約化 等対策費	農地集積・集約化 対策整備交付金	農地耕作条件改善事業	50 55 (50) (55) [50] [55]	27.5 27.5 (32) (32) [29] [29]	10 10 (18) (13) [14] [14]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。(注22) ()書は流域治水対策に適用する。(注29)

(都道府県営：その5)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考		
		農 林 水 産 省					
		国庫率	道	市町村			
農業生産基盤整備 推進費	農業水利施設保全 管理整備交付金	農業水路等長寿命化・防災減災事業					
			(長寿命化対策)	50	27.5	10	〔 〕書は更新事業に適用する。 〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28)
				55	27.5	10	
				{50}	{31}	{13}	
				{55}	{30}	{12}	
				[50]	[34]	[16]	
				[55]	[31]	[14]	
			(防災減災対策)	50	34	16	
				55	34	11	
				50	29	14	
				55	29	14	
				50	32	18	
				55	32	13	
				50	35	10	
				55	35	10	

(市町村営：その1)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考
		農 林 水 産 省			
		国庫率	都府県	市町村	
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	農業競争力強化農地整備事業			
		農業基盤整備促進事業	50	14	21
			55	14	21
		水利施設等保全高度化事業			
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型) (低炭素農業水利システム構築型) (洪水調節機能強化型)	{50} 【50】 (50) (55)	{18} 【21】 (14) (14)	{25} 【29】 (21) (21)
		(簡易整備型)	50	14	21
			55	14	21
			{50}	{22}	{28}
			{55}	{19}	{26}
		畑地帯総合整備事業 (高収益作物転換型)	50	29	11
			55	28.5	10.5
		土地改良施設突発事故復旧事業	50	21	29
			55	21	24
	中山間地域農業農村総合整備事業費	中山間地域農業農村総合整備事業	55	17	23
			(55)	(19)	(26)
	農村地域防災減災事業費	ため池整備事業			
		(地震・豪雨対策型)	55	19	26
			50	21	29
			55	21	24
		(一般整備型) (ため池長寿命化型)	50	18	25
			55	18	25
		用排水施設等整備事業			
		湛水防除事業	55	19	26
			50	21	29
			55	21	24
		用排水施設整備事業	55	17	22
			50	18	25
			55	18	25
		鉱毒対策事業	50	21	29
			55	21	24
		農地保全整備事業	50	18	25
			45	20	28
			55	18	25
		地域防災機能増進事業			
		土地改良施設豪雨対策事業	50	21	29
			55	21	24
		土地改良施設耐震対策事業	55	19	26
			50	21	29
			55	21	24
		農道防災対策工事	55	19	26
			50	21	29
			55	21	24
		農業用河川工作物等応急対策事業	50	42	8
			50	32	18
			55	42	3
			55	32	13
		特定農業用管路等特別対策事業	50	18	25
			55	18	25
		水質保全対策事業	55	19	26
			50	21	29
			55	21	24
		公害防除特別土地改良事業	55	19	26
			50	21	29
			45	24	31
			40	26	34
		防災重点農業用ため池緊急整備事業	55	21	24
			50	21	29
		ため池洪水調節機能強化事業	55	19	26
			50	21	29
			55	21	24
		農業用施設等災害管理対策事業	50	18	25
			55	18	25

(市町村営：その2)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考			
		農 林 水 産 省						
		国庫率	都府県	市町村				
農業生産基盤整備事業費	農村地域防災減災事業費	農村防災施設整備事業	50 55 <2/3>	18 18 <12>	25 25 <17.4>	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 < >書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。		
		(安全対策)	50 55	21 21	29 24			
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農地整備						
		農業基盤整備促進事業	50 55	14 14	21 21			
		水利施設整備						
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型)	50 [50]	14 [22]	21 [28]	〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。		
		(地域農業水利施設保全型)	50 55 [50]	14 14 [22]	21 21 [28]			
		農地防災						
		防災ダム事業 (地震対策ため池防災工事)	55 50 55	19 21 21	26 29 24	注8)に該当するものに適用する。		
		ため池等整備事業 (ため池整備工事) (ため池整備工事(特別対策型)) (ため池整備工事(都市型緊急整備事業)) (ため池水質改善工事) (ため池等農地災害危機管理対策事業)	50 55	18 18	25 25	注9)に該当するものに適用する。		
		(用排水施設整備工事) (湖岸堤防工事)	55 50 55	17 18 18	22 25 25			
		湛水防除事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24			
		農地保全事業	50 45 55	18 20 18	25 28 25			
		農村地域環境保全整備事業 (特定農業用管水路等特別対策事業)	50 55	18 18	25 25			
		農業用河川工作物応急対策等事業	50 50 55 55	42 32 42 32	8 18 3 13	注12)に該当するものに適用する。		
		土地改良施設耐震対策事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24			
		農村災害対策整備事業	50 55 <2/3>	18 18 <12>	25 25 <17.4>	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 < >書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される注11)に該当するものに適用する。		
		土地改良施設豪雨対策事業	50 55	21 21	29 24			
		水質保全対策事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13)		
		農村整備						
		集落基盤再編型	50	14	21	農業生産基盤整備に係るものみに適用する。(注17) 農村生活環境整備及び保全管理等(注21)を除く。		
		中山間地域総合整備型	55	14	21			
		農地集積・集約化等対策費	農地集積・集約化対策整備交付金	農地耕作条件改善事業	50 55 (50) (55) [50] [55]	14 14 (15) (14) [21] [21]	21 21 (22.5) (21) [29] [24]	()書は機構集積協力金活用型に適用する。 []書は流域治水対策に適用する。(注29)

(市町村営：その3)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考
		農 林 水 産 省			
		国庫率	都府県	市町村	
農業生産基盤整備 推進費	農業水利施設保全 管理整備交付金	農業水路等長寿命化・防災減災事業			〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28)
		(長寿命化対策)			
		50	14	21	
		55	14	21	
		[50]	[22]	[28]	
		[55]	[19]	[26]	
		(防災減災対策)			
		50	21	29	
		55	21	24	
		50	42	8	
		50	32	18	
		55	42	3	
		55	32	13	
		50	18	25	
55	18	25			

(土地改良区等営：その1)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考	
		農 林 水 産 省				
		国庫率	都府県	市町村		
農業農村整備事業費	農業競争力強化 基盤整備事業費	農業競争力強化農地整備事業				
		草地畜産基盤整備事業	50	14	13	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。
		農業基盤整備促進事業	50	14	13	
			55	14	13	
		水利施設等保全高度化事業				
		水利施設整備事業 (低炭素農業水利システム構築型) (洪水調節機能強化型)	【50】 (50) (55)	【21】 (14) (14)	【29】 (13) (13)	営農環境整備(注21)を除く。 【 】書は洪水調整機能強化型に適用する。 〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28)
		(簡易整備型)	50 55 [50] [55]	14 14 [22] [19]	13 13 [28] [26]	低炭素農業水利システム構築型(注21)は表によらず、()書は一体的に行う農業用排水施設整備事業に適用する。
		畑地帯総合整備事業 (高収益作物転換型)	50 55	29 28.5	11 10.5	
		土地改良施設突発事故復旧事業	50 55	21 21	29 24	
		農村地域防災減災 事業費	ため池整備事業			
	(地震・豪雨対策型)					
	(一般整備型)		50	18	25	注9)に該当するものに適用する。
	(ため池長寿命化型)		55	18	25	
	用排水施設等整備事業					
	湛水防除事業		55 50 55	19 21 21	26 29 24	
	用排水施設整備事業		55 50 55	17 18 18	22 25 25	注10)に該当するものに適用する。
	鉱毒対策事業		50 55	21 21	29 24	
	農地保全整備事業		50 45 55	18 20 18	25 28 25	
	地域防災機能増進事業					
	土地改良施設豪雨対策事業					
	土地改良施設耐震対策事業					
	農道防災対策工事					
	農業用河川工作物等応急対策事業		50 50 55 55	42 32 42 32	8 18 3 13	注12)に該当するものに適用する。
	特定農業用管水路等特別対策事業		50 55	18 18	25 25	
	水質保全対策事業		55 50 55	19 21 21	26 29 24	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13)
	公害防除特別土地改良事業					
	防災重点農業用ため池緊急整備事業		55 50	21 21	24 29	注30)に該当するものに適用する。
	ため池洪水調節機能強化事業		55 50 55	19 21 21	26 29 24	
	農業用施設等災害管理対策事業		50 55	18 18	25 25	注15)に該当するものに適用する。
	農村防災施設整備事業		50 55 <2/3>	18 18 <12>	25 25 <17.4>	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 < >書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。
	(安全対策)		50 55	21 21	29 24	

(土地改良区等営：その2)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考	
		農 林 水 産 省				
		国庫率	都府県	市町村		
農山漁村地域整備 事業費	農山漁村地域整備 交付金	農地整備				
		農業基盤整備促進事業	50	14	13	
			55	14	13	
		草地畜産基盤整備事業	50	14	13	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。
			55	12	12	
		水利施設整備				
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型)	50	14	13	〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。
			[50]	[22]	[28]	
		(地域農業水利施設保全型)	50	14	13	
			55	14	13	
				[50]	[22]	[28]
				[55]	[19]	[26]
		農地防災				
		防災ダム事業 (地震対策ため池防災工事)				
		ため池等整備事業 (ため池整備工事)	50	18	25	注9)に該当するものに適用する。
			55	18	25	
		(ため池整備工事(特別対策型)) (ため池整備工事(都市型緊急整備事業)) (ため池水質改善工事) (ため池等農地災害危機管理対策事業)				
		(用排水施設整備工事) (湖岸堤防工事)	55	17	22	注10)に該当するものに適用する。
			50	18	25	
			55	18	25	
		湛水防除事業				
			55	19	26	
			50	21	29	
			55	21	24	
		農地保全事業				
			50	18	25	
			45	20	28	
			55	18	25	
		農村地域環境保全整備事業 (特定農業用管水路等特別対策事業)	50	18	25	
			55	18	25	
農業用河川工作物応急対策等事業	50	42	8	注12)に該当するものに適用する。		
	50	32	18			
	55	42	3			
	55	32	13			
土地改良施設耐震対策事業						
農村災害対策整備事業	50	18	25	注16)に該当するものに適用する。ただし、 農村生活維持施設整備(注21)を除く。 < >書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。		
	55	18	25			
	<2/3>	<12>	<17.4>			
土地改良施設豪雨対策事業						
水質保全対策事業	55	19	26	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、 公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13)		
	50	21	29			
	55	21	24			
農村整備						
集落基盤再編型	50	14	13	農業生産基盤整備に係るもののみに適用する。(注17) 農村生活環境整備及び保全管理等(注21)を除く。		
中山間地域総合整備型						
農地集積・集約化 等対策費	農地集積・集約化 対策整備交付金	農地耕作条件改善事業	50	14	13	()書は機構集積協力金活用型に適用する。 []書は流域治水対策に適用する。(注29)
			55	14	13	
			(50)	(15)	(22.5)	
			(55)	(14)	(18.5)	
			[50]	[21]	[29]	
			[55]	[21]	[24]	
農業生産基盤整備 推進費	農業水利施設保全 管理整備交付金	農業水路等長寿命化・防災減災事業 (長寿命化対策)	50	14	13	〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28)
			55	14	13	
			[50]	[22]	[28]	
			[55]	[19]	[26]	
		(防災減災対策)	50	21	29	
			55	21	24	
			50	42	8	
			50	32	18	
			55	42	3	
			55	32	13	
			50	18	25	
			55	18	25	

- 注1) 都道府県及び市町村の負担割合(地帯区分の欄の値)は、当該事業の国庫率に係る対象事業費に対する割合を示す。
- 注2) 附帯事業及び併せ行う事業等で、他の事業の国庫補助率を準用している場合は、準用されるそれぞれの事業の都道府県及び市町村の負担割合を適用する。
- 注3) 国営土地改良事業のうち国営総合農地防災事業、国営かんがい排水事業(併せ行うため池整備)、国営かんがい排水事業と一体的に行う耐震化対策、地域防災対策及び豪雨災害対策、国営かんがい排水事業(国営洪水調節機能強化事業)のうち洪水調節機能の強化に資する施設整備、土地改良施設突発事故復旧事業並びに国営農地再編整備事業及び国営緊急農地再編整備事業のうち流域治水に資する施設整備、都道府県営及び団体営土地改良事業のうち農村地域防災減災事業、水利施設等保全高度化事業と併せ行う農村地域防災減災事業、農山漁村地域整備交付金における防災関連事業、沖縄振興公共投資交付金における防災関連事業、農地耕作条件改善事業における防災関連事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業のうち防災減災対策、土地改良施設突発事故復旧事業並びに農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業、水利施設等保全高度化事業及び農地耕作条件改善事業のうち流域治水に資する施設整備については、本表に示す標準的な費用負担の水準にかかわらず、地方公共団体が設定する負担割合を地方公共団体が負担すべきものとする。
- 注4) 農地中間管理機構が事業主体となる場合は、都道府県営事業と同様の負担割合とする。
- 注5) 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙1-1(農地整備に係る運用)の運用1(農地整備事業)の第2の3及び別紙4-1(農村整備に係る運用)の運用4(農道整備事業)の第1の2の(1)に掲げる農道整備事業は本表に示す標準的な費用負担の水準にかかわらず、地方公共団体が設定する負担割合を地方公共団体が負担すべきものとする。
- 注6) 廃止事業の要綱に基づき採択された地区については、この通達による改正後もなお従前の例による。
- 注7) 農村地域防災減災事業実施要領(平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産省農村振興局長通知。以下「農村地域防災減災事業実施要領」という。)第3の2(1)に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要領(平成22年4月1日付け21生畜第2045号、21農振第2454号、21林整計第336号、21水港第2724号農林水産省生産局長、農林水産省農村振興局長、林野庁長官、水産庁長官通知。以下「農山漁村地域整備交付金実施要領」という。)別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙1のⅠの1(1)及び(4)に掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱(平成24年4月6日付け23地第484号農林水産事務次官依命通知。以下「沖縄振興公共投資交付金交付要綱」という。)別紙4(農地防災に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙1のⅠの1(1)及び(4)に掲げるもの。
- 注8) 農村地域防災減災事業実施要領別紙3(ため池整備事業に係る運用)の第2の1(1)及び2に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙1のⅠの1(2)から(4)まで及び運用1別紙6(ため池群整備事業)の第1の2に掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙4(農地防災に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙1のⅠの1(2)から(4)まで及び運用1別紙6(ため池群整備事業)の第1の2に掲げるもの。
- 注9) 農村地域防災減災事業実施要領別紙3(ため池整備事業に係る運用)の第2の1の(2)及び(3)に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙1のⅡの1(1)のアからカまで、(2)のア、イ及びエからカまで、(3)のアからオまで、(4)並びに(7)のア及びイ、運用1別紙2別記1の1の(1)から(3)まで、(5)及び(7)並びに2の(1)から(3)までに掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙4(農地防災に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙1のⅡの1(1)のアからカまで、(2)のア、イ及びエからカまで、(3)のアからオまで、(4)並びに(7)のア及びイ、運用1別紙2別記1の1の(1)から(3)まで、(5)及び(7)並びに2の(1)から(3)までに掲げるもの。
- 注10) 農村地域防災減災事業実施要領別紙4(用排水施設等整備事業に係る運用)の第2の3に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙1のⅡの1(5)及び(6)に掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙4(農地防災に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙1のⅡの1(5)及び(6)に掲げるもの。
- 注11) 農村地域防災減災事業実施要領別紙6(地域防災機能増進事業に係る運用)の第2の1から3に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙4の第2の2、運用1別紙7の第1の2に掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙4(農地防災に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙4の第2の2、運用1別紙7の第1の2に掲げるもの。
- 注12) 農村地域防災減災事業実施要領別紙7(農業用河川工作物等応急対策事業に係る運用)の第2の1及び2に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙3の第2の1及び2に掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙4(農地防災に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙3の第2の1及び2に掲げるもの。
- 注13) 備考欄の水質保全施設及び水質保全施設と併せ行う施設の内容は以下に掲げるものとする。
- 農村地域防災減災事業における水質保全施設とは、農村地域防災減災事業実施要領別紙9(水質保全対策事業に係る運用)の第2の別表1の事業メニューの表の区分の欄1に対応する工種の欄の(1)に対応する内容の欄のア及びウ、同区分に対応する工種の欄の(2)に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の(3)、同表の区分の欄の2に対応する工種の欄の(1)に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の(2)並びに同表の区分の欄の4に対応する工種の欄の(1)に掲げるものとする。
- 農山漁村地域整備交付金における水質保全施設とは、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用2(水質保全対策事業)の第1の1の事業メニューの表の区分の欄の1に対応する工種の欄の(1)に対応する内容の欄のア及びウ、同区分に対応する工種の欄の(2)に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の(3)、同表の区分の欄の2に対応する工種の欄の(1)に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の(2)並びに同表の区分の欄の5に対応する工種の欄の(1)に掲げるものとする。
- 農村地域防災減災事業における水質保全施設と併せ行う施設とは、農村地域防災減災事業実施要領別紙9(水質保全対策事業に係る運用)の第2の別表1の事業メニューの表の区分の欄1に対応する工種の欄の(4)及び同表の区分の欄の2に対応する工種の欄の(3)から(5)に掲げるものとする。
- 農山漁村地域整備交付金における水質保全施設と併せ行う施設とは、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用2(水質保全対策事業)の第1の1の事業メニューの表の区分の欄の1に対応する工種の欄の(4)及び同表の区分の欄の2に対応する工種の欄の(3)から(5)に掲げるものとする。

- 注14) 農村地域防災減災事業実施要領別紙10(公害防除特別土地改良事業に係る運用)の第2の1から3までに掲げるもの。
- 注15) 農村地域防災減災事業実施要領別紙12(農業用施設等災害管理対策事業に係る運用)の第2の1から5までに掲げるもの。
- 注16) 農村地域防災減災事業実施要領別紙13(農村防災施設整備事業に係る運用)の別表1の区分欄1及び2に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙5別表1の区分欄の1及び2に掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙4(農地防災に係る運用)の運用1別紙5別表1の区分欄の1及び2に掲げるもの。
- 注17) 備考欄の農業生産基盤整備の内容は以下に掲げるものとする。
 農村地域防災減災事業における農業生産基盤整備とは、農村地域防災減災事業実施要領別紙8(特定農業用管路等特別対策事業に係る運用)の第2の1から3まで、別紙13(農村防災施設整備事業に係る運用)の別表1の区分の欄の2に対応する事業種類の欄の(1)から(5)までに掲げるものとする。
 農山漁村地域整備交付金における農業生産基盤整備とは、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙1のVの1に掲げるもの、運用1別紙5(農村災害対策整備事業)の第2の運用1別紙5別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(1)、(2)及び(5)から(10)までに掲げるもの、別紙4-1(農村整備に係る運用)の運用1(農村集落基盤再編・整備事業)の別表の区分欄の1に掲げるものとする。
 沖縄振興公共投資交付金における農業生産基盤整備とは、沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙4(農地防災に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3-1(農地防災に係る運用)のVの1に掲げるもの、運用1別紙5(農村災害対策整備事業)の第2の運用1別紙5別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(1)、(2)及び(5)から(10)までに掲げるものとする。
- 注18) 備考欄の農村保全管理施設の内容は以下に掲げるものとする。
 農村地域防災減災事業における農村保全管理施設とは、農村地域防災減災事業実施要領別紙13(農村防災施設整備事業に係る運用)の別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(1)から(8)までに掲げるもの。
 農山漁村地域整備交付金における農業生産基盤整備とは、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙5(農村災害対策整備事業)の第2の運用1別紙5別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(3)及び(4)並びに同表の区分の欄の2に対応する事業種類の欄の(1)から(8)までに掲げるもの。
 沖縄振興公共投資交付金における農業生産基盤整備とは、沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙4(農地防災に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙5(農村災害対策整備事業)の第2の運用1別紙5別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(3)及び(4)並びに同表の区分の欄の2に対応する事業種類の欄の(1)から(8)までに掲げるもの。
- 注19) 農山漁村地域整備交付金における備考欄の地域用水機能の増進を伴う農業用排水施設整備とは、農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について(平成23年4月1日付け22生畜第2433号、22農振第2216号、22林整計第359号、22水港第2429号農林水産省生産局長、農林水産省農村振興局長、農林水産省林野庁長官、農林水産省水産庁長官通知)による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領(以下「H22整備交付金要領」という。)別紙(番号12集落基盤整備事業に係る運用)の第1の5の事業メニューの表の区分の欄の1に対応する工種の欄の(2)に対応する内容の欄のウに掲げるものとする。
- 注20) 農山漁村地域整備交付金における備考欄の基幹水利施設補修とは、H22整備交付金要領別紙(番号12集落基盤整備事業に係る運用)の第1の5の事業メニューの表の区分の欄の1に対応する工種の欄の(2)に対応する内容の欄の(ア)の②及び(カ)に掲げるものとする。
- 注21) 農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2690号農林水産省農村振興局長通知)別紙1(農地整備事業に係る運用)の第3の別表の区分の欄の3、農業競争力強化農地整備事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2605号、29生畜第1500号農林水産省農村振興局長、生産局長通知。以下「農業競争力強化農地整備事業実施要領」という。)別紙1(農地整備事業に係る運用)の第3の別表の区分の欄の3、別紙3(草地畜産基盤整備事業に係る運用)の第10の1の(1)の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の(1)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分に対応する種目の欄の(2)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同表の区分の欄の利用施設整備事業、水利施設等保全高度化事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知)別表2の区分の欄の3及び別紙1の第2の8、中山間地域農業農村総合整備事業実施要領(令和2年3月30日付け元農振第2792号農林水産省農村振興局長通知)の別表の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(9)及び同表の区分の欄の2、農村地域防災減災事業実施要領別紙13(農村防災施設整備事業に係る運用)の第2の別表1の区分の欄の3、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2712号農林水産省農村振興局長通知)別紙1(長寿命化対策)の(1)の(ウ)、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙1-1(農地整備に係る運用)の運用1(農地整備事業)の第2の別表1の区分の欄の3、運用4(草地畜産基盤整備事業)の第10の1の(1)の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の(1)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分に対応する種目の欄の(2)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同表の区分の欄の利用施設整備事業、別紙2(水利施設整備に係る運用)の運用2(水利施設等整備事業のうち畑地帯総合整備型)及び運用3(農業水利施設保全合理化事業)の第2の別表の区分の欄の3、運用5(地域用水環境整備事業)の第1の1(1)の(ア)から(エ)まで、(2)の(ア)から(エ)まで、別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙5(農村災害対策整備事業)の運用1別紙5別表1の区分の欄の3、別紙13(効果促進事業に係る運用)の第4、沖縄振興公共投資交付金交付要綱において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙1-1(農地整備に係る運用)の運用1(農地整備事業)の第2の別表1の区分の欄の3、運用4(草地畜産基盤整備事業)の第10の1の(1)の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の(1)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分に対応する種目の欄の(2)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同表の区分の欄の利用施設整備事業、別紙2(水利施設整備に係る運用)の運用2(水利施設等整備事業のうち畑地帯総合整備型)及び運用3(農業水利施設保全合理化事業)の第2の別表の区分の欄の3、運用5(地域用水環境整備事業)の第1の1(1)の(ア)から(エ)まで、(2)の(ア)から(エ)まで、別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙5(農村災害対策整備事業)の運用1別紙5別表1の区分の欄の3、別紙4-1(農村整備に係る運用)の運用1(農村集落基盤再編・整備事業)の別表の区分の欄の2及び3、別紙13(効果促進事業に係る運用)の第4に掲げるものとする。
 なお、これらの事業等に係る地方負担額については、令和4年度地方債同意等基準(令和4年総務省告示)及び令和4年度地方債同意等基準運用要綱(令和4年4月1日付け総務副大臣通知)第一の一の1の規定によるものとする。
- 注22) 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙5(農業基盤整備促進事業に係る運用)の第4の2に定める別記様式第1号、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙1-1の運用2(農業基盤整備促進事業)の第5の2に定める別記様式第1号、農地耕作条件改善事業実施要領(平成27年4月9日付け26農振第2070号農林水産省農村振興局長通知)第3の2に定める別記様式第2-1号及び第3の3に定める別記様式第2-2号の農地防災事業の実施の欄に記載された区分による。
- 注23) 国営かんがい排水事業における併せ行うため池整備とは、国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付元構改D第532号農林水産事務次官依命通知。以下「国営かんがい排水事業実施要綱」という。)第2の6に掲げるもの。
- 注24) 国営かんがい排水事業と一体的に行う耐震化対策、地域防災対策及び豪雨災害対策とは、国営かんがい排水事業実施要綱第2の10に掲げるもの。国営洪水調節機能強化事業とは、国営かんがい排水事業実施要綱第2の1の表に掲げるもの。

- 注25) 農業競争力強化基盤整備事業のうち水利施設等保全高度化事業の水利施設整備事業(ただし、簡易整備型を除く。)及び畑地帯総合整備事業と併せ行う農村地域防災減災事業とは、農村地域防災減災事業実施要領別表1の事業区分の欄の1の事業に掲げるもの。
- 注26) 国営かんがい排水事業における緊急対策とは、国営かんがい排水事業実施要綱第2の2(4)に掲げるもののうち、耐震整備、地域防災対策及び豪雨災害対策を行うもの。
- 注27) 国営総合農地防災事業における緊急対策とは、国営総合農地防災事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第486号農林水産事務次官依命通知)第2の2(11)に掲げるもの。
- 注28) 安全対策とは、国営かんがい排水実施要綱2の1、水利施設等保全高度化事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知)第2の1(ただし、農地集積促進型を除く。)、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙2運用1、運用3の1及び運用5、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱第2の1と一体的に行うものとし、農業用排水施設への転落による被害の防止又は軽減を図るための施設を対象とする。
- 注29) 流域治水対策とは、以下のうち流域治水に資する施設の整備とする。
 国営農地再編整備事業又は国営緊急農地再編整備事業
 農業競争力強化農地整備事業実施要領別表1の区分の欄の4(4)又は(5)に掲げるものと一体的に実施される農業競争力強化農地整備事業実施要領別表1の区分の欄1の事業
 農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領別紙1(農地整備事業に係る運用)の第3の別表の区分の欄の4の(4)又は(5)に掲げるものと一体的に実施される農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領別表1の区分の欄1の事業
 農地耕作条件改善事業実施要綱第3の6に掲げるもの
- 注30) 農村地域防災減災事業実施要領別紙17(防災重点農業用ため池緊急整備事業に係る運用)のうち、都道府県営事業については第2の1、2、3(7)・(8)及び6に掲げるもの、市町村営事業については第2の1、2、3(7)及び6に掲げるもの、土地改良区等営事業については第2の1(2)(ため池の廃止に係るものを除く。)、3(7)及び6に掲げるものとする。
- 注31) 農村地域復興再生基盤総合整備事業については、この通達による改正後もなお従前の例による。